

001 004

# 賃貸保証委託申込書 (法人契約用)

NS 日本セーフティー株式会社  
TEL 03-5446-5700

申込日 20 年 月 日

私(申込者)は、予め緊急連絡先、及び連帯保証人予定者の同意を取得し、別紙「個人情報の取得・保有・利用・提供等に関する同意条項」に同意の上、申込みます。

申込者署名欄 (自署)

フリガナ \_\_\_\_\_ 〒 \_\_\_\_\_

所在地 (本店)

会社名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

設立 T・S・H \_\_\_\_\_ 西暦 \_\_\_\_\_ 資本金 \_\_\_\_\_ 万円 年商 \_\_\_\_\_ 万円 事業内容 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_ 〒 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 男 女 現住所 \_\_\_\_\_

生年月日 T・S・H \_\_\_\_\_ 西暦 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 携帯TEL \_\_\_\_\_ 契約理由 \_\_\_\_\_

担当部署 \_\_\_\_\_ 担当者氏名 \_\_\_\_\_ 担当者携帯TEL \_\_\_\_\_

取扱店NO. 041989 担当者  
株式会社三信リアルエステート

TEL 03-6262-7451 FAX 03-5202-8188

申込区分 新規申込 入居中申込 入居予定日 20 . . .

物件用途 住居 店舗 事務所 駐車場 その他( )

フリガナ \_\_\_\_\_

物件名 \_\_\_\_\_ 号室 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

仲介店名 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

代表者本人のみ ※代表者本人の記入は不要 代表者および同居人 代表者以外 ※下記3名のほかに入居者様がいる場合は、合計入居者数を記入の上、通信欄に残りすべての入居者様をご記入ください。 合計 \_\_\_\_\_ 名

フリガナ _____	続柄 _____	生年月日 T・S・H _____ 西暦 _____	年齢 _____	勤務先/学校名 _____	TEL _____
氏名 _____ 男 女		携帯TEL _____			
フリガナ _____	続柄 _____	生年月日 T・S・H _____ 西暦 _____	年齢 _____	勤務先/学校名 _____	TEL _____
氏名 _____ 男 女		携帯TEL _____			
フリガナ _____	続柄 _____	生年月日 T・S・H _____ 西暦 _____	年齢 _____	勤務先/学校名 _____	TEL _____
氏名 _____ 男 女		携帯TEL _____			

<< 住居の場合は入居者様のご親族、事業用の場合は代表者様と別世帯のご親族の方をご記入下さい >>

緊急連絡先 フリガナ \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_ 携帯TEL \_\_\_\_\_ 自宅住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 男 女 自宅TEL \_\_\_\_\_

連帯保証人予定者

フリガナ \_\_\_\_\_ 〒 \_\_\_\_\_ 持家 賃貸 親族同居 他( )

氏名 \_\_\_\_\_ 男 女 現住所 \_\_\_\_\_

生年月日 T・S・H \_\_\_\_\_ 西暦 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 続柄 \_\_\_\_\_ 携帯TEL \_\_\_\_\_ 自宅TEL \_\_\_\_\_

職業 公務員 役員 正社員 契約社員 派遣社員 パート・アルバイト 自営 年金受給

勤務先名称 \_\_\_\_\_ 所在地 〒 \_\_\_\_\_

勤務先TEL \_\_\_\_\_ 勤続年数 \_\_\_\_\_ 年 月収 \_\_\_\_\_ 万 業種 \_\_\_\_\_ 職種 \_\_\_\_\_

礼金	円	月額賃料 (税込)	円
敷金 (一括納付)	円	管理費 / 共益費	円
保証金 (一括納付)	円	駐車場	円
解約引 / 償却	円		円
	円		円
	円		円
初回保証料	円		円
更新保証料	円		円
原状回復保証料	円	合計(税込) 月額保証対象額	円
原状回復保証プラン	<input type="checkbox"/> 1ヶ月 <input type="checkbox"/> 2ヶ月		<input checked="" type="checkbox"/> してください。
資料支払日	毎月 日	支払方法	<input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 持参

通信欄 ※入居者様をすべてご記入できなしたときなど、必要に応じてご利用ください。

⚠ 記入漏れはございませんか？  
商業登記簿謄本(発行後3ヶ月以内)を添付してFAXください

**FAX 03-5446-5701**

いつもスムーズな審査にご協力ありがとうございます

00001

## 申込時、申込者様へお渡し下さい

### 個人情報の取得・保有・利用・提供等に関する同意条項

日本セーフティー株式会社(以下「当社」という)の貸貸保証委託申込(以下「本申込」という)と日本セーフティー-貸貸保証サービス契約(以下「本契約」という)により、貸貸人(以下「甲」という)、貸貸保証委託申込者及び契約者(以下「乙」という)及び連帯保証人(以下「丙」という)は当社による個人情報の取得、保有、利用、提供に関して以下の通り同意するものとします。

#### 第1条(取得及び保有する個人情報)

- 当社が取得し保有する個人情報は以下の通りとします。
- ① 当社所定の貸貸保証委託申込書に乙又は丙について記載された事項、乙・丙の緊急連絡先・同居者の氏名・年齢・性別・籍地・生年月日・住所・電話番号(携帯電話番号を含む)・勤務先名称・勤務先所在地・勤務先電話番号・月収・勤続年数・その他個人を特定する個人情報
  - ② 乙の同居後、当社が甲、乙本人又は甲、緊急連絡先、不動産管理会社・不動産仲介会社等から取得した個人情報
  - ③ 乙及び丙が同居申込時又は貸貸保証時に提出した書類(免許証・パスポート・健康保険証・印鑑証明書・住民票・同居申込書・アンケート・貸貸保証委託申込書等)より取得した個人情報
  - ④ 前3項において、集金代行利用の場合は、当社所定の預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に記載された家賃引落口座の情報及び当該口座名義人の氏名、並びに賃料又は立替金の入金先に関する情報
  - ⑤ 賃貸借契約にかかる事項(賃料等支払約定・賃貸借契約日・物件詳細等)
  - ⑥ 信用判断のために乙より知り得た生活保護受給理由などの情報
  - ⑦ 乙が信用判断のために当社及び第3条(3)③に掲げる各企業が必要とする乙及び丙の信用情報
  - ⑧ 本申込時及び本契約締結時に当社が取得した、甲、不動産管理会社・不動産仲介会社等の個人又は法人の情報
  - ⑨ 本契約締結後の賃料支払履歴、支払状況、連絡先等に関する個人情報
  - ⑩ 立替請求手続きに取得した甲の住所、電話番号、送金先等の各種情報
  - ⑪ 当社は本申込を受託しない場合及び賃貸借契約がキャンセルになった場合又は乙が退去後も上記の個人情報を保有するものとします。

#### 第2条(個人情報の利用)

- 当社は個人情報について以下の目的に利用するものとします。乙の同意無く利用目的の範囲を超えた取扱いを致しません。
- ① 当社の保証事業にかかわる申込書内乙に信用後の管理(保証会社データベース登録を含む)及び賃料支払履歴の情報収集
  - ② 賃料・保証料等の収納代行業務
  - ③ 乙の賃料管理業務
  - ④ 当社提供の信用情報機関への信用照会と情報登録
  - ⑤ 乙に対し当社より貸貸保証に関するお知らせ及び当社関連会社のサービス提供

#### 第3条(個人情報の第三者等への提供、共同利用、及び取り扱いの委託について)

- (1) 当社は、以下のいずれかに該当する場合を除き、お預かりした個人情報を第三者に提供致しません。提供及び共同利用を行うにあたり安全保護措置を講じ、個人情報の管理について厳格に行うものとします。
  - ① 二人以上から、あらかじめ同意をいただいた場合
  - ② 当社が業務委託している会社・金融機関に保証業務・賃貸管理業務履行のため必要な範囲で提供する場合
  - ③ 当社及び当社関連会社が取り扱う商品・サービスの告知又は提供を行う場合
  - ④ 法令に基づく場合
  - ⑤ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、同意を得ることが困難であるとき
  - ⑥ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、同意を得ることが困難な場合
  - ⑦ 国の機関若しくは地方公共団体が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れのあるとき
- (2) 第三者への提供  
お客様との契約期間中に当社が新たに信用情報機関に加盟をした場合には、同意に基づき当社が取得、保有するお客様の個人情報や加盟した信用情報機関に登録、利用することとします。
- (3) 共同利用及び委託の取り扱い  
当社は、お客様の個人情報を所定の利用目的のために共同して利用するものと致します。
  - ① 共同利用の目的は、第2条記載の目的と同様です。
  - ② 共同利用する情報の範囲について、③に掲げた各企業が取得した個人情報に基づいて共同利用する可能性があります。①に定める業務上必要な最小限度において利用致します。
  - ③ 共同利用する範囲は以下の企業です。
    1. 日本セーフティー株式会社
    2. 琉球セーフティー株式会社(日本セーフティー株式会社の関連会社)

3. セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社(日本セーフティー株式会社に関連会社)
4. 賃貸人
5. 賃貸物件管理会社
6. 賃貸物件仲介会社
- ④ 共同利用の責任者  
日本セーフティー株式会社 個人情報保護管理責任者
- ⑤ 個人情報の取得方法については、第1条に記載した内容と同様です。個人情報の受け渡しに際しては適切な安全措置を講じます。
- ⑥ 当社の業務の全部又は一部を委託する場合は、保護措置を講じたうえで、お客様の個人情報の取り扱いを必要な範囲内で当該業務委託先に委託することとなります。
- ⑦ 日本セーフティー株式会社は、琉球セーフティー株式会社から伊集業務をはじめ、賃貸保証事業に関わる業務の一部又は全部を受託しています。

#### 第4条(個人情報の保護対策)

当社は個人情報保護に関する従業員の教育を定期的に行い、個人情報の漏洩、毀損、滅失防止に努め、適切な管理、運営を行うものとします。

#### 第5条(本条項不同意の場合)

乙又は丙が本申込及び本契約に必要な事項の記載を希望しない場合、及び本条項の全部又は一部を承認できない場合に当社は本契約を拒否できるものと致します。但し、第3条(1)③に同意しない場合についてはそれを理由に当社が本契約を拒否することはありません。

#### 第6条(審査結果について)

当社は本申込の審査結果について、不動産管理会社・不動産仲介会社等に通知するものとします。その内容についてはいかなる場合も、不開示と致します。

#### 第7条(条項の改正)

当社は法改正への対応等、必要に応じて本条項の一部改正することがあります。特に重要な変更については、当社ホームページにおいてお知らせ致します。(個人情報に関するお問い合わせ)  
個人情報を開示するお問い合わせについては、下記お問合せ窓口までご連絡下さい。

#### 【お問合せ窓口】

個人情報を開示するお問い合わせ窓口 TEL:03-5446-5709  
※受付時間 10:00～12:00 13:00～17:00(土日祝・年末年始を除く)

#### 個人情報保護管理責任者

日本セーフティー株式会社 企業倫理推進部 チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CPO)

### 家賃決済サービス会員規約

本規約をよくお読みの上ご利用下さい。

※本規約を承認できない場合は、会員は、本人会申込みを撤回できるものとします。

#### 第1条(会員)

会員とは、本規約を承認の上、株式会社セディナ(以下「当社」といいます。)に入会を申込み、当社が入会を認めた方をいいます。

#### 第2条(本サービスの内容)

家賃決済サービス(以下「本サービス」といいます。)(は、当社の加盟店又は加盟店が提供する不動産会社等(以下「加盟店等」といいます。))が提供する本サービス申込書記載の賃貸物件に関する賃貸借契約(以下「対象賃貸借契約」といいます。))の賃料、共益費、水道光熱費等の立替払いを当社に委託することを目的としたサービスをいいます。

#### 第3条(本サービスの利用・有効期限)

(1) 会員は、次条以下の規定に基づき、対象賃貸借契約に基づき次の①から④に定める賃料等債務(以下「賃貸借費用」といいます。))と⑤に定める保証料等債務(以下「保証費用」といいます。))の支払いのために本サービスを利用することとします。賃貸借費用、保証費用及びその他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務を総称して「賃貸借費用等」といいます。

① 対象賃貸借契約に基づき発生する賃料等

② 上記①に付随して発生する共益費、管理費等

③ 上記①に付随して発生する水道光熱費等

④ 対象賃貸借契約に付随する駐車場賃貸借契約に基づき発生する賃料等  
⑤ 対象賃貸借契約に付随する保証委託契約書に基づき発生する保証料等

(2) 会員は、賃貸借費用等を当社が会員に代わって賃貸人が提供する加盟店等に対し立替払いすることをあらかじめ当社に委託するものとします。

(3) 本サービスの有効期限は、対象賃貸借契約が終了するまでとします。なお、対象賃貸借契約が更新された場合には、本サービスの有効期限は、更新された対象賃貸借契約が終了するまでとします。

#### 第4条(サービス利用料)

会員は、当社が定める場合、当社所定の時期に当社所定のサービス利用料等及び消費税を支払うものとします。なお、サービス利用料等は理由のいかなるを問わず返還しないものとします。

#### 第5条(公租公課・費用等の負担)

(1) 本サービスの利用又は本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税は、会員が負担し、会員の負担額は、会員の負担額です。なお、会員は、消費税法その他法定の税率に変更があった場合は、変更後の税率による消費税その他の公租公課を負担します。

(2) 賃貸借費用等の支払、当社所定の届出及びお問い合わせその他本規約に基づいて要する全ての費用(金融機関への振込手数料及び再振込手数料、当社指定場所への持参手数料、郵送料、電話料金等)は、会員の負担とします。

(3) 会員は、賃貸借費用等の支払を、当社の都合によるものでなく遅延し、当社が以下の各号の手続きを行った場合は、その手続きに要する費用として 191 円(税抜、以下「回収事務手数料」といいます。))を支払うものとします。

① 金融機関に再度口座振替の依頼をした場合

② 会員宛に振込用紙を送付した場合

③ 会員宛に当社所定の振込先案内書の送付手続きを行った場合

#### 第6条(お支払方法)

(1) 賃貸借費用等のお支払方法は翌月1回払いのみとします。

(2) 賃貸借費用等は、会員があらかじめ約定した会員の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法(ゆうちょ銀行を指定した場合は、ゆうちょ銀行通常貯金口座からの自動払込みの方法)により、毎月 27 日(金融機関休業日の場合は、翌営業日、以下「支払日」といいます。))に支払うものとします。なお、当社が認めた場合は、当社指定場所への持参払いでもできるものとします。ただし、当社の都合により当社が会員宛に振込用紙を送付した場合には、会員は、送付された振込用紙に従って支払うものとします。この場合の金融機関の振込手数料は、会員の都合による前記預金口座設定の不備等の場合を除き当社負担とし、会員は、振込用紙記載の請求額から当該手数料を控除することができるものとします。

(3) 賃貸借費用等の支払については原則前払いとなりますので、例えば 10 月分の賃貸借費用等であれば前月の 9 月 27 日が支払日となります。なお、当社のシステムの都合により、利用詳細においては本サービスの利用日が支払日の前月末日と表示されますので、あらかじめご了承ください。

#### 第7条(遅延損害金)

会員が、賃貸借費用等の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、年 14.6%を乗じた額の遅延損害金(1年を 365 日とする日割計算。ただし、うるう年の場合は 1 年を 366 日として計算。))を支払うものとします。

#### 第8条(支払金等の充当順序)

会員の返済した金額が、本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を返済させるに足りないときは、当社は原則として次の各号の順序によりこれらの債務に充当することとします。

(1) 利用日が古いものを優先。

(2) 前項の利用日が同一の場合は、カードショッピングの手数料又はカードキャッシングの利息を比べ高い方を優先。

第9条(退会及び会員資格の取消と利用の一時停止)

(1) 本サービスは、対象賃貸借契約が存続する間は会員の都合により退会できないものとします。ただし、会員と賃貸人若しくはその代理人との間で賃貸借費用等の決済方法を変更することに同意した場合は、賃貸人が提供する加盟店等の申請により、対象賃貸借契約中であっても退会できるものとします。

(2) 会員は、転居等により対象賃貸借契約が終了した場合は、当社にその旨の届出を行うものとし、賃貸借費用等の未払債務を返済したときをもって退会したものとします。

(3) 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社に会員に通知することなく、賃貸借費用決済の利用停止又は会員の資格を取消することができます。これらの措置とともに賃貸人が提供する加盟店等に本サービスの終了を通知することがあります。

① 入会時に氏名、住所、勤務先等について虚偽の申告をした場合

② 本規約のいずれかに違反した場合

③ 第 10 条に該当する場合

④ 対象賃貸借契約に違反した場合

⑤ 信用情報機関の情報等により、会員の信用状況が著しく悪化し又は悪化の兆きがあるとき当社が判断した場合

⑥ 債権を第三者に譲渡した場合

⑦ 会員の真に帰すべき事由により会員の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断した場合

⑧ 会員が、本サービスに基づく債務のほか、当社に債務を負う場合において、対象賃貸借契約が更新された場合には、本サービスの有効期限は、更新された対象賃貸借契約が終了するまでとします。

⑨ 賃貸借費用等の支払いを停止した場合

⑩ 会員が死亡した場合又は会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合

会員が第 24 条(反社会的勢力の排除)に違反しているとき当社が認めたとき、他各号に類する事由が生じた場合その他当社が会員として不適格と判断した場合

(4) 前項により会員の資格を取り消された場合でも、賃貸借費用等の未払債務を返済したときをもって退会したものとします。

(5) 当社と賃貸人が提供する加盟店との間の加盟店契約が終了した場合、又は、当社が対象賃貸借契約にかかる賃貸人に本サービスによる立替払いの取扱を一律に中止した場合には、本サービスは当然に終了するものとします。当社に通知します。

#### 第10条(期限の利益の喪失)

(1) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額をお支払いいただきます。

① 仮差押、差押、若しくは競売の申請又は破産その他債務整理のための法的手続きの開始申立てがあったとき

② 公租公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押があったとき

③ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき

④ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」といいます。))に基づく本人確認書類の提示・提出等がなされない場合にあって、当社が本人会員に対し本人確認書類の提示・提出等を求めたにもかかわらず、所定の期日までにその提示・提出等がないとき

⑤ 会員が現在有効な運転免許証の交付をうけている場合において、当社が会員に対し運転免許証の番号を届出するよう求めたにもかかわらず、所定の期日までにその届出がないとき

⑥ 第 24 条(反社会的勢力の排除)に違反しているとき当社が認めたとき

(2) 会員は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、ただちに債務の全額をお支払いいただきます。

① 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき

② その他会員の信用状態が悪化したとき

(3) 本人会員は、第 9 条(3)の規定により会員資格を取消されたときは、当社の請求により当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、ただちに当該債務の全額をお支払いいただきます。

#### 第11条(口座振替の停止)

第9条の規定により会員資格を取消された場合、賃貸借費用等の口座振替を停止することとします。

## 第12条(延滞情報の通知)

会員は、加盟店に基づき債務の当社への支払いを遅滞したときは、当社がその延滞情報を加盟店等に対して通知しても異議ないものとします。

## 第13条(約款)

会員は、入居した賃貸住宅の取壊、家具賃上げ、賃貸人・近隣とのトラブル、その他賃貸借契約に起因(付随)する紛争が生じた場合は、会員において解決するものとし、当社への支払いを停止することはできないものとします。

## 第14条(議決担保)

当社は、会員が加盟店等に議決担保に供した賃貸人に対して取得する債権(敷金、礼金、その他会員の返還請求権)を、当社の会員に対する本サービスに基づき債権の担保とするため、加盟店等から譲り受けることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 第15条(賃貸借費用等の変更)

対象賃貸契約中は、次の各号に定める事由により賃貸借費用等が変更されたときは、会員が支払いを当社に委託する賃貸借費用等も変更されるものとし、この場合、会員は当該変更を当社に届け出るものとします。ただし、会員が賃貸借費用等の変更に対し異議がある場合は、会員と賃貸人との間で解決するものとします。

### (1)賃貸借費用の改定

(2)新たな賃貸借費用等の発生若しくは消滅

(3)消費税その他の税法で定める税率又は課税範囲の変更があったとき

### 第16条(対象賃貸借契約の更新)

対象賃貸借契約が更新された場合、会員は更新後の賃貸人が提携する加盟店等への賃貸借費用等の支払いについて、引き続き当社に委託するものとします。

## 第17条(返還敷金等による弁済)

当社は、賃貸物件明渡しの際に、本規約に基づき会員が当社に対して負担する支払債務が残っている場合は、第14条に定める譲受債権を行使し、賃貸人若しくはその代理人から敷金等を受領の上、当該債務の弁済に充当することができるものとします。

## 第18条(賃貸人の変更時の特約)

(1)会員は、対象賃貸借契約中に賃貸人が変更となった場合、新賃貸人が引き続き加盟店等と提携する場合には当社が特段の手続きをとることなく、加盟店等に対し賃貸借費用を立替払いすることに同意します。

(2)会員は、対象賃貸借契約中に賃貸人が変更となり、加盟店等との提携関係が解消された場合には、本サービスも当然に終了することに同意します。

## 第19条(退去時の対応)

会員が退去する際、本サービスに関する会員の未払債務がある場合、未払債務全額を残高一括支払いすることとします。

## 第20条(連絡先に関する承諾及び届出事項の変更)

(1)当社が会員に連絡する場合、会員が当社に届出した(申込書に記載する方法、口頭による方法、②に基づくもの等)がありますが、その方法に関りません。☎電話番号等に連絡されても異議ないものとします。ただし、連絡をする方法として他に合理的な方法があると当社が判断できた場合はこの限りではありません。

(2)会員が当社に届出した氏名、住所、勤務先(連絡先)、職業、代金決済口座その他法令に基づき当社への届出事項等に変更が生じた場合は遅滞なく当社及び当社の指定する金融機関に所定の届出用紙により届出のものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出のこともできます。

また、債権管理のために当社が必要と認めた場合には、当社が会員の住民票等を取得し利用することに同意するものとします。なお、会員は当社が住民票等取得に際し、申込書の写し、会員の債権状況を証する資料その他交付条件とされた資料を行政機関等に提出することに異議ないものとします。

(3)②の届出を行うために当社からの通知又は送付書類その他のものが郵着し、又は到着しなかった場合には、通常到達すべきときに会員に到着したものみなします。ただし、②の届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

## 第21条(規約の変更)

本規約を変更する場合は、当社があらかじめ会員に変更事項を通知するものとします。なお、通知後異議なく2週間経過したときは、会員は変更内容を承認したものとみなします。

## 第22条(準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

## 第23条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴訟のいかなるために対す、当社の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

## 第24条(反社会的勢力の排除)

(1)会員(本条においては入会申込者を含む)は、現在、次の各号のいずれにも該当するを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

### ①暴力団

②暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者

### ③暴力団準構成員

④暴力団関係企業

⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

⑥前各号の共犯者

⑦その他前各号に準ずる者

(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

①法的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に際して、脅迫的な行動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、誹謗を誣い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

## 【相談窓口】

本規約についてのお問い合わせ、ご相談については、株式会社セディナアンサーセンター 03-5638-4064、06-6339-4016(東京都墨田区菊川三丁目17番2号〒130-8548)におたすねください。

## 個人情報の取扱いに関する同意条項

### 第1条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

(1)申込者は、本契約(本申込みを含む、以下同称)を含む株式会社セディナ(以下「会社」という)との取引の与信判断及び与信後の管理(以下「与信関連業務」という)のため、以下の情報(以下これを総称して「本件個人情報」という)を、会社が保護措置を講じた上で、以下の条項(以下「本規約」という)により取得・保有・利用することに同意します。

①申込書等に記載された申込者の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む、以下同じ)、運転免許証等の記号番号、eメールアドレス、勤務先とその内容、家族構成、住居状況、連絡先(実家等)、権利者情報(これらすべての変更情報を含む)等。

②本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、支払方法、支払口座、契約番号、会員番号、有効期限等。

③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況。

④本契約に関する申込者の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、申込者が申告した資産、負債、収入、支出、申込者が会社に提出した収入証明書の記載事項並びに会社が取得した、クレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。

⑤官報や電話帳等一般に公開されている情報。

⑥会社が申込者に電話等により確認した情報又は申込者が会社へお問い合わせ等をした際に弊社に会社が知り得た情報。

⑦犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、会社が申込者の運転免許証の写しや同一等によって本人確認を行った際に取得した情報。

⑧本契約に関する与信関連業務及び本人確認のため、会社が必要と認めた場合に、会社が取得した申込者の住民票、自動車検査証等の機関が発行する書類に記載されている情報。

⑨防犯上録画された映像等の情報。

⑩電話の録音等の音声情報。

(2)申込者は、会社が与信関連業務及び第2条のために、電話、郵便等の手段により連絡することは訪問することに同意します。

(3)申込者は、申込者のいずれかに次の状況が発生した場合、会社が次の目的のために、戸籍簿等公的機関が発行する申込者の戸籍に関する情報を、取得し利用することに同意します。

①相続が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して相続発生の実業並びに相続人の有無及び範囲を確認するため。

②氏名変更が生じた状況があると会社が判断した場合、会社が本契約に関して申込者の同一性を確認するため。

(4)申込者は、会社が本契約に関する与信関連業務の一部又は全部あるいは会社の事務を、会社の子会社、関連会社又は提携会社等の第三者に委託する場合には、会社が本件個人情報を当該委託先に提供し、当該委託先が委託目的の範囲内で利用することに同意します。また、会社が「債権管理回収業」に関する特別措置法に基づき次の債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡も含む)をする場合、本件個人情報を次の債権回収会社に提供し、当該債権回収会社がその委託目的の範囲内で利用することに同意します。

・株式会社セディナ債権回収〒460-0002名古屋市中区丸の内二丁目20番25号

(5)申込者は、本契約に基づき計算及び当該賃貸借契約等の履行のため、会社が必要と認める場合、申込者が賃貸借契約又は保証委託契約等を締結した加盟店もしくは当該加盟店が提携する不動産会社(以下、「加盟店・提携会社」という)に本件個人情報のうち①、②及び③を提供し、加盟店・提携会社がそれらを利用することに同意します。

(6)申込者は、本条(1)②の本人確認を行うための情報を、会社及び会社の子会社、関連会社又は提携会社との他の取引における本人確認のために利用することに同意します。

## 第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用)

申込者は、会社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために、本件個人情報のうち①②③④を利用すること及び転売することに同意します。

(ア)宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内のため。

(イ)商品開発・市場調査のため。

(ウ)新商品情報のお知らせ・関連するアフターサービスのため。

(エ)会社が委託を受けた事業者の営業に関する宣伝物・印刷物の送付又は電話等による案内のため。

※会社の具体的な事業内容については、会社のホームページ

(<http://www.cedyna.co.jp>)でお知らせしております。

## 第3条(個人情報情報機関への登録・利用)

(1)申込者は、会社が加盟する個人情報情報機関(個人の支払能力に関する情報の取得及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をい、以下「加盟信用情報機関」という)及び当該機関と提携する個人情報信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、申込者の個人情報(同機関の加盟会員によって登録される情報、同機関が独自に取得・登録する情報を含む)が登録されている場合には、申込者の返済又は支払能力の調査のために限り、それを利用することに同意します。

(2)申込者は、申込者に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込者の返済又は支払能力に関する調査のために限り、利用されることに同意します。

項目	会社名	株式会社シー・アイ・シー(CIC)	株式会社日本信用情報機構(JIC)
①本契約に係る申込みをした事実	会社が個人情報情報機関等に届出した日から6ヶ月	締結日から6ヶ月以内	
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約締結中及び契約終了後5年以内(ただし債権譲渡の事業に係る情報については当該事業の発生日から1年以内)	
③債務の支払に遅れた事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約締結中及び契約終了後5年以内	

上記項目以外に、登録情報に関する苦情を受け調査中である旨、本人確認資料の紛失・盗難、与信自棄の申出、その他の本人申告情報が登録されます。(3)加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の名称、所在地、問い合わせ電話番号は次のとおりです。また、会社が本契約期間中に新たに個人情報信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

### 【加盟信用情報機関】

○株式会社シー・アイ・シー(CIC):割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関

フリーダイヤル0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウェスト

○株式会社日本信用情報機構(JIC):貸金業法に基づく指定信用情報機関

TEL:0570-055-955 <http://www.jic.co.jp/>

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

### 【提携信用情報機関】

○全国銀行個人信用情報センター(KSC)

TEL:03-3214-5020 <http://www.zonguinfo.or.jp/gkic/index.html>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

(4)本条(3)に記載されている加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量・回数・期間、契約額又は極度額、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、完済予定年月、月々の支払状況及び解約又は返済等の事実の全部又は一部とします。

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟企業企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開設しているホームページをご覧ください。

## 第4条(会社から加盟店・提携会社への提供)

申込者は、本契約に関し会社に対する月々の支払いが滞った場合には、加盟店・提携会社が申込者に対する賃貸借契約又は保証委託契約を停止するか否かの判断をするために、会社から加盟店・提携会社に対して、申込者が支払いを滞延した事実を通知することに同意します。

## 第5条(個人情報の与信関連業務以外の提供・利用)

(1)申込者は、会社が次の場合に本件個人情報のうち①及び②を、保護措置を講じた上で、会社の子会社、関連会社又は加盟店・提携会社にて電磁的データ等で提供し、当該子会社、関連会社又は加盟店・提携会社が利用することに同意

します。

○会社と「個人情報の提供に関する契約」を締結した会社の子会社、関連会社又は加盟店・提携会社が次の目的により本件個人情報のうち①及び②を利用する場合。

①子会社、関連会社又は加盟店・提携会社の事業における宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内。

②子会社、関連会社又は加盟店・提携会社の事業における市場調査、商品開発。

③子会社、関連会社又は加盟店・提携会社が本契約に付帯する会員特典等のサービスの履行。なお、子会社、関連会社又は加盟店・提携会社については、会社のホームページ(<http://www.cedyna.co.jp>)又は申込書等でお知らせしております。

(2)本条(1)の個人情報の提供及び利用の期間は、原則として、契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。なお、加盟店・提携会社における個人情報の利用期間については、加盟店・提携会社にお問い合わせください。

## 第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1)申込者は、会社及び第3条で記載する個人情報情報機関並びに第5条で記載する会社の子会社、関連会社又は加盟店・提携会社に対して、「個人情報の保護に関する法律」に定めるところにより自己に関する個人情報(登録されている自己に関する客観的な取引事実に基づく個人情報)を開示するよう請求することができます。

①会社、会社の子会社又は関連会社に開示を求める場合には、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】にご連絡ください。開示請求の手続き(受付窓口)、受付方法、必要書類、手数料等についてお答えします。また、開示請求の手続きについては、会社のホームページでもお知らせしております。

②個人情報信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の個人情報信用情報機関にご連絡ください。

③加盟店・提携会社に対して開示を求める場合には、加盟店・提携会社にご連絡ください。

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社は、速やかに利用目的の達成に必要な範囲内で訂正・削除に応じます。

## 第7条(本規約に不同意の場合)

会社は、申込者が本契約の必要な記載事項(契約書面で申込者が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、申込者が第2条及び第5条に同意しない場合でも、これを理由に会社が本契約をお断りすることはありません。

## 第8条(利用・提供中止の申出)

第2条及び第5条に定める同意を範囲内で会社が申込者の個人情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の会社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。なお、中止の申出を受けた場合でも、会社が申込者に対して送付する請求書等に同封される宣伝物や印刷物については送付中止の申出はできないものとします。

## 第9条(個人情報の取扱いに関する問合せ等の窓口)

個人情報の開示・訂正・削除についての申込者のお問い合わせや、利用・提供中止、その他のご意見の申出に関しては、末尾記載の【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】までお願いします。

## 第10条(本契約が不成立の場合)

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実を、第1条及び第3条(2)①に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用させていただきますが、それ以外に利用されることはありません。

## 第11条(退会後又は会員資格喪失後の場合)

退会の申し出又は会員資格の喪失後も、第1条(1)、第2条に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は会社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

## 第12条(本規約の変更)

本規約は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

## ※個人情報管理責任者について

会社は、個人情報を厳重に保護する責任者として、個人情報保護所管部の担当役員を「個人情報管理責任者」に選任しております。

## 【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ相談窓口】

株式会社セディナお客様満足推進部

東京都港区港南二丁目16番4号

※お電話はアンサーセンターにて承ります。

電話番号:03-5638-4064 06-6339-4016

受付時間:9:30~17:00(11月1日休)

株式会社セディナ愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号〒460-8670 K0153ZOMC F100-170TZ72発 2015.09(改.15.09) (南青1)